主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人前田進の上告理由一について

婚姻関係が破綻した場合においても、その破綻につきもつぱら又は主として原因を与えた当事者は、みずから離婚の請求をすることができないものであることは、当裁判所の判例とするところであり(最高裁昭和三六年(オ)第九八五号同三八年一〇月一五日第三小法廷判決・裁判集民事六八号三九三頁)、これと同旨の原審の判断は正当である。論旨は、採用することができない。

## 同二について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

| 弘 |   | 田 | 戸 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 光 | 重 | 藤 | 団 | 裁判官    |
| 里 | 萬 | 崎 | 藤 | 裁判官    |
| 亨 |   | 山 | 本 | 裁判官    |
| 朗 | 治 | 村 | 中 | 裁判官    |